



伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所 2階 社会教育課

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641 s-soudan@city.ise.mie.jp

令和4年2月号



令和4年4月1日から成年年齢は18歳になります

令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。「成年」と規定するほかの法律も18歳に変更になります。民法改正については、選挙投票権が20歳から18歳に変更になり、18歳、19歳が政治に参加するようになりました。市民生活においても18歳以上を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされ、民法改正となったようです。世界的に見ても成年年齢は18歳が主流です。

何がかわるのか法務省のホームページを覗いてみました。

○ 18歳になれば、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができる

成年年齢の引き下げ（民法第4条）により、例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためアパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで車を購入するといったことが1人でできます。

なお、令和4年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができます。

○ 民法の成年年齢が基準とされている各種の資格取得等が18歳でできる

10年有効パスポートの取得や公認会計士、司法書士、医師免許などの国家資格に基づく職業に18歳から就くことができます。関係する法律は改正されるものと改正がないものがあります。

○ 20歳の年齢が維持されるものもあるので注意する

飲酒、喫煙、競輪等の公営ギャンブルの投票券の購入は、未成年の規定が20歳未満に改正されるので、引き続き18歳、19歳は飲酒、喫煙、投票券の購入はできません。大型、中型免許の取得、猟銃の許可、国民年金の加入資格も20歳のままです。上記と同じく、関係する法律は改正されるものと改正がないものがあります。

2月 青少年の日 5日 家庭の日 20日

○ 女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられる（民法第731条）

現行法は婚姻開始年齢が男性18歳、女性16歳ですが、改正により男女ともに18歳に統一されます。今日、社会的、経済的な成熟度の観点から男女間に特段の違いはないと考えられ、高校進学率が98パーセントを超えていることから女性の婚姻年齢が引き上げられたとのこと。

なお、令和4年4月1日の時点で、すでに16歳以上の女性は引き続き、18歳未満でも結婚することができます。

○ 成人式はどうなる？

成人式の時期や在り方に関しては、現在、法律による決まりはありません。各自治体の判断で実施されています。多くの自治体では、1月の成人の日前後に20歳を対象に実施しています。政府は各自治体が実情に応じた対応をすることが出来るように取り組みたいとしています。

心の病気についての誤解 厚生労働省資料から

誤解 1 弱い人がこころを病む

こころの病気は誰でもかかる可能性があります。強そうに見える人も、こころが波立つことはもちろんあります。

誤解 2 友達が少ないから、こころを病む

大勢の友達と行動することが好きな人もいれば、一人か二人のごく親しい人がいるだけで満足する人がいます。友達の数と、こころの病気は無関係です。

誤解 3 こころの病気は遺伝する

どの病気でもかかりやすい体質のようなものは一定の割合で見られます。しかし、病気そのものが遺伝することはありません。

誤解 4 弱いから、いじめられる

いじめは「いじめる側」の問題で、いじめはほとんどいじめる側が何か問題を抱えているために起こります。充実している人は、いじめをしようとしません。

誤解 5 悩みや不安を人に話すのは弱い人

悩みを話すことで、より信頼しあえます。

誤解 6 こころの病気は一生治らない

こころの病気も回復が可能です。早めに対処すればその分早くよくなります。